

## 「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和8年度設計業務委託等技術者単価」の特例措置の実施に係る取り扱いについて

「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）及び「令和8年度設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）について次のとおり特例措置を実施しますのでお知らせします。

なお、これにより請負代金額（業務委託料）が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結した請負代金額（業務委託料）の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応していただきますようお願いいたします。

また、対象となる案件については別途個別にお知らせを予定しておりますが、到着前でも発注課へ変更協議書の提出をしていただくことができます。

### 1 特例措置の内容

建設工事及び建設コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の受注者で、令和8年3月1日以降に契約を締結したもののうち、「令和7年度公共工事設計労務単価」及び「令和7年度設計業務委託等技術者単価」を適用して予定価格を積算している建設工事等について、「新労務単価」及び「新技術者単価」に基づく契約に変更するための請負代金額（業務委託料）の変更の協議を請求することができます。

### 2 請負代金額（業務委託料）の変更

変更後の請負代金（業務委託料）について、次の方式により算出します。

変更後の請負代金（業務委託料）＝ P(新) × k

※ P(新)：新労務単価、新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k：当初契約の落札率

### 3 協議の請求方法

別紙「変更協議書」及び「特例措置の適用に係る確認書の提出について」を監督職員へ提出し、協議してください。

また、特例措置を行った際は別紙「特例措置の適用による下請契約等の報告書」を監督職員へ提出してください。

- ・ 建設工事（長崎市）…様式 1
- ・ 建設工事（長崎市上下水道局）…様式 2
- ・ 土木設計業務等委託（長崎市）…様式 3
- ・ 建築設計業務等委託（長崎市）…様式 4
- ・ 土木設計業務等委託（長崎市上下水道局）…様式 5

問合せ先

契約検査課工事契約係

電話 095-829-1276(直通)